

「誰一人取り残されないデジタル活用支援推進事業」業務仕様書（案）

長野県企画振興部DX推進課

この仕様書は、誰一人取り残されないデジタル活用支援推進事業を委託するに当たり、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

誰一人取り残されないデジタル活用支援推進事業

2 業務目的

デジタル格差の解消を図り、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会を目指すべく、デジタル活用に不安のある高齢者等に対し、スマートフォンの基本的操作から行政手続きに至るまでのスマートフォンの利用方法に関する助言・相談等を行う講習会を開催する。

3 委託期間

契約日から令和6年3月15日（金）まで

4 業務内容

以下（1）から（3）を踏まえて、基本的操作から行政手続きに至るまでのスマートフォンの利用方法に関する助言・相談等を行う講習会の企画及び運営を行うこと。なお、（1）から（3）の内容の充実に加えて、業務目的を達成するために独自の提案がある場合は、その内容を含めて企画提案すること。

（1）講習会の実施について

- ア 受託者は、別紙に掲げる38町村から8町村以上を選択し、選択した町村において実施すること。
- イ 受託者は、十分な数の講師及び必要に応じてアシスタントを用意するなど、適切に受講者のサポートを実施できる体制を構築した上で実施すること。
- ウ 受託者は、一連の講習内容（以下（2））を、1町村当たり20時間程度を目安として、複数回に分けて実施すること。
- エ 1町村における講習会の内容は毎回異なり、受講者は一連の講習内容すべてを受講することを基本とする。
- オ 1回当たりの応募定員は10人以上とすること。定員上限については受託者判断とするが、できるだけ多くの受講希望者に対応できるようにすること。
- カ 会場は、受講者の利便性を踏まえ効果的な場所を選定すること。また、より多くの方に受講してもらえよう、実施日に向けて余裕をもった広報活動を行うこと。
- キ 使用する端末（スマートフォン）は受託者の負担により用意するものとするが、受講者が所有する端末を使用することも可とする。

（2）講習会の内容について

- ア 受託者は、総務省「デジタル活用推進事業」において総務省が提供した教材を用い、同事業で指定されて

いる講座内容（下表）に準じた講習会を実施すること。ただし、「長野県がおすすめるアプリ、サイトの利用方法」については、委託者が指定する資料を用いて講座を行うこと。

- イ 受託者は、下表に示す講座内容のうち、基礎は 8 項目全て、応用は「マイナンバーカードの申請方法」及び「長野県がおすすめるアプリ、サイトの利用方法」を含む 4 項目以上を選択し実施すること。

講座内容	基礎	応用
電源の入れ方、ボタン操作の仕方	●	
電話のかけ方、カメラの使い方	●	
アプリのインストール方法	●	
インターネットの利用方法	●	
メールの利用方法	●	
地図アプリの利用方法	●	
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の使い方	●	
スマートフォンを安全に使うためのポイント	●	
マイナンバーカードの申請方法		●
マイナポータルの活用方法		●
マイナポイントの申込方法		●
e-Tax の利用方法		●
オンライン診療の利用方法		●
新型コロナワクチン接種証明書アプリを用いた接種証明書の発行方法		●
健康保険証利用の登録・公金受取口座の登録		●
長野県がおすすめるアプリ、サイトの利用方法		●

- ウ 受託者は、端末（スマートフォン）の種類にかかわらず、受講者が操作方法を理解できる内容の講習会を実施すること。

(3) 講習会における禁止事項

- ア 座学のための講習会としないこと。（受講者が実際にスマートフォン端末操作を行う形式とすること。）
- イ 受託者は、講習会中において受託者の営業行為を行わないこと。
- ウ 受託者は、いかなる名目であっても受講者から料金を徴収しないこと。
- エ 受講者の募集に当たっては、受講者を特定の属性に制限する条件は設けず、誰もが参加できるものとする。特定の属性を有する者にのみ周知・広報を行うなど、事実上、受講者が特定の属性に限られることとなることも行わないこと。

(4) 成果品

受託者は、本事業完了後、委託者が指定する日までに業務完了報告書を電子データ（PDF 形式及び Word 等の編集可能な形式）で委託者に提出すること。

5 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に委託者に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (2) 受託者は、業務を第三者に再委託した場合は、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、委託者に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

6 権利関係

- (1) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものではないこと。
- (2) 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものであること。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。

7 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

8 その他

- (1) 受託者は、法令並びに本県の条例、規則及び規程を遵守し、委託者が最適な成果を得られるよう誠実に本委託業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、本業務遂行の際は、委託者と十分協議を行うこと。
- (3) 仕様書に定めのない事項その他の本業務の進め方等について調整や疑義が生じた場合は、その都度、委託者と十分な協議をした上で実施すること。

(別紙)

講習会実施候補市町村

下表に示す 38 町村から 8 町村以上を選択し、講習会を実施すること。

圏域	町村名
佐久	小海町
佐久	佐久穂町
佐久	川上村
佐久	南牧村
佐久	南相木村
佐久	北相木村
上田	長和町
上田	青木村
諏訪	富士見町
諏訪	原村
上伊那	飯島町
上伊那	南箕輪村
上伊那	宮田村
南信州	松川町
南信州	阿南町
南信州	平谷村
南信州	根羽村
南信州	下條村
南信州	売木村

圏域	町村名
南信州	天龍村
南信州	大鹿村
木曽	上松町
木曽	南木曽町
木曽	木祖村
木曽	王滝村
木曽	大桑村
松本	生坂村
松本	山形村
北アルプス	池田町
北アルプス	白馬村
長野	小布施町
長野	高山村
長野	信濃町
長野	小川村
北信	山ノ内町
北信	木島平村
北信	野沢温泉村
北信	栄村

参考地図（黄色背景が講習会実施候補の市町村）

